者が出やすく避けた方が無

可能性があります。

経済状況

本人が承知で支払わな

の変化により払えなくなって

があります

限を弁護士に与えておく必要

や各人が振り込む方法は滞納

です。

管理 納システムと未納請 「費等滞納者に対する対応 求手続 策

ンショ 問題総合研究所専務理事 久保

泰男

毎月の収 利用しやすいものにする 納方法は区分所有者

社の代金回収システムを利用 振り込む方法があります。 用する方法 その他に各人が する方法 度を利用する方法 定額自動送金システムを利 納の方法には ②銀行の口座振替 信販会 ③ 銀 行

採用されていると思います せん。②は多くの管理組合で としては一番便利かもしれま ①は若干の手数料はかかり 管理組合の収納方法

ばいけないという意味では、

が、特定の銀行を使わなけれ

所有者も多いと思います。 の情勢からみると不便な区分 銀行店舗が減少している最近

は管理費等の金額変更に対応

の手数がかかるので、

お勧めはできません。

まして あまり

3 ケ

月以上も滞納が

続

対応

1~2ヶ月の滞納の段階で 融機関から収納明細が送

す。 んので、 りますので、丁寧に「電話に 場合や、普段は利用していな で言うほど簡単ではありませ 法もありますが、感情を害す よる連絡」も必要になりま での未納者はうっかり忘れ の通知」をします。この段階 者には、 会社へ送られてきます。 務代行している場合は、 られてきます。 ることもあります。これは口 . 口座の残高不足の場合もあ 「訪問して督促」する方 直ちに「未収納結果 慎重に。 管理会社が事 管理 未納

行動を起こす す て、

長期滞納者に対する対応

ては、 ょう。これからは法的な対応 とします。 続を行います。法的な手続に を試みる必要があります。 人る前に、 も視野に入れながら、 5 請求は既に出しているも 配達証明または内容証明 長期滞納者といえるでし 管理組合 6ヶ月も未納が続 幾つかの請求方法 お勧めの方法とし (理事会役員 請求手

3ヶ月以上の滞納者に対する

今回は一般的な請求手続について、 するためにはどうしたら良いのでしょうか。 納できない事態となりやすいものです。 管理費等の滞納は、 時間が経過すればするほど収 次回は訴訟手 早く回

となります。 告した方が良いでしょう。 いて定めている場合がありま 容証明による督促を行う時期 あります。 いるケー 方法について協議する必要が 意を払う必要があります。 ので、その旨についても 管理会社と管理組合で督促 未納者のペナルティにつ 収納までには十分注 スもあります。 配達証明または内 管理規約にお した

思います。支払いに関して未 囲での弁護士手数料は高くは はありません。できるだけ早 ずしも長期滞納者である必要 と思います。この方法は、 います。但し、 納者と弁護士で協議しても よりますが、数万円で済むと ありません。 務を弁護士に依頼する方法 す。これは大変有効な方法だ て話し合いの場を持つことで とる旨を通告します。この範 れないときは、 します。誠意ある対応が見 人に選任し、弁護士名で請求 方が効果的です。 もう一つの方法は、 弁護士を管理組合の代理 依頼の仕方にも 法的な手続を 弁護士による 請求業

続に関して解説します。 と滞納者で支払いに関

早目の点検と改修で漏水を防ぎ、 建物の資産価値維持・保全をサポー トします

「非破壊」劣化度 診断システム

等の和解の可能性もあります

和解に関する一定の権

請求の場合には、

分割支払

防水シ ート「ロンプルーフ」の防水層に損傷を与えずに劣化度を診断

ロンマットME・ ロンステップME

●大 阪 支 店

滑りにくい長尺塩ビシート・階段用床材+塗膜防水で安全と防水性を確保

一儿工業株式会社

http://www.lonseal.co.jp/

₹130-8570 ●本社防水部

T532-0011

東京都墨田区緑4-15-3 TEL.03-5600-1866 FAX.03-5600-1846 大阪市淀川区西中島3-9-13 大北ビル7F TEL.06-6304-2700 FAX.06-6304-6948 管理

組合は加害者か

①遅延損害金の請求は、

管

るものは、少額訴訟・支払督 促が行われる。7ヶ月を超え

促申立に訴えると規定されて

管理規約等の規定を整備する

求根拠 権の根拠規定 ④管理組合が 決議による理事長の訴訟追行 訴訟手続をとったときの弁護 理費等未納者に対する理事会 駐車場使用権の消滅規定③管 ①遅延損害金の計算規定と請 定しておくと良いでしょう。 士費用の負担義務等です。 管理費等の未納者への対策 できる限り管理規約に規 ②3ヶ月滞納者には

算で「日歩5銭」からとった が遅延損害金の規定です。 見ると「遅延金額に対して1 金といわれ、いわゆる利息の 規定は、法律的には損害賠償 ものでしょう。遅延損害金の もみられます。これは日歩換 などと規定しています。これ 4%を加算して請求できる」 ていなければ請求できませ 「18・25%」という規定 マンションの管理規約を

理規定に請求根拠が規定され

訟追行権の根拠規定がなけれ 理事会決議による理事長の訴 ますが、念のため規定してお るという事例は少ないと思い いた方が良いでしょう。 ながら駐車場料金だけは納め 的です。管理費は滞納してい ③管理費等未納者に対する 3ヶ月滞納の条件が常識

な範囲としては年利に換算し て15%前後でしょう。 ②3ヶ月滞納者には駐車場

使用権の消滅規定を明記しま 設けた方が良いでしょう。

(次回は、法的手続について解説

ばならない、という解釈も有 り得ます。迅速な手続のため 経て訴訟できるように規定を には、理事長は理事会決議を

さないことが多いと思います 定するのが良いでしょう。 す。実際には裁判所は弁護士 費用の請求を認める判決を出 義務も、管理規約に規定しま ったときの弁護士費用の負担 ④管理組合が訴訟手続をと 請求根拠として規約に規

制限は受けませんが、 谷塚コリー 常識的 ナ管理組合法人 ば、 総会の決議を受けなけれ 舟本 統

ル」が制定されそれにしたが にて「未収金督促マニュア 当マンションは昨年の総会 支払督促申立裁判印象記 ことを皆さんに紹介したい。 裁判では和解条件を詰める

は免除したらどうですか」、 者が被害者であるかの対応で 納者の側に立ってことを進め が、裁判官および調停員は滞 とか滞納者に有利な条件に導 ある。例えば、「延滞損害金 も、管理組合が加害者で滞納 ようとする。それはあたか 「諸費用は折半しましょう_

いる。マニュアルでは、3ヶ

って整斉と督促作業を進めて

月までは電話・訪問、

4 6

ヶ月は内容証明郵便による督

なものはない。 そもそもこの裁判ほどいや 顔見知りの住

裁判官の対応を奇異に感じた

って3回裁判所に出廷したが

この制度により、

今年に入

こうとする。

る。 マンションの秩序は保たれな は管理規約で決められて している。また、延滞損害金 いためにと心を鬼にして出廷 し、他の住民に損害を与えな 民と対決するのだから。 ルールが守られなくては L

が 料金の未払いなのに気づい ほとんどがサラ金やケイタイ 廷内を見渡すと、裁判案件の 「ベニスの商人」もどきの つまり、原告のほとんど

憤懣やるかたない気持ちで

る時代がくるのだ。 審員制度が導入される。「面 だろう。日本にもまもなく陪 いるらしい。それはいかがな いより国民の義務が優先され であっても義務を果たすべき 管理会社や弁護士へ一任して 出廷はきわめて稀で、どこも の心情はよく理解できたが、 れらを相手にしている裁判官 強欲な連中?なのである。 ものか。抽選で決まった役員 たい気持ちであった。 「管理組合は違う!」と叫び この種の裁判への理事長の 厄介だ」の個人的な思

社団法人 高層住宅管理業協会 正会員

東京都千代田区神田須田町1-7

電話番号 03-3252-7367 FAX番号 03-3255-2287